



相続問題に特化!

弁護士が事件を受任した際、最初に手にする本

Lawyer practice duties  
実践  
弁護士  
業務

# 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の 調査と収集

相続編

[編著] 第一東京弁護士会 第一倶楽部

A5判/352頁 定価:3,960円(本体:3,600円+税10%)

## 本書の特長

- 🔍 相続問題特有の場面で、必要となる資料、証拠の調査・収集方法がわかる!
- 🔍 相続法改正に対応。法改正の内容を手軽に確認できる!
- 🔍 先輩弁護士の経験談を豊富に紹介!

Lawyer practice duties  
実践  
弁護士  
業務

## 実例と経験談から学ぶ 資料・証拠の 調査と収集

相続編

編著  
第一東京弁護士会  
第一倶楽部

資料や証拠の「収集方法」から  
「見方・読み方・使い方」  
までがわかる **実践書!**

実例と経験談で定石を学ぶ



第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

# Contents

## ▶ 序編

- I はじめに
- II 相続問題の手続概要
- III 相続問題の具体的場面

## ▶ 第1編 相続開始後における典型的な法的諸問題

### 第1章 相続人の範囲

- I 相続人の調査
- II 欠格・廃除
- III 相続人の不存在～特別縁故者制度～

### 第2章 遺産の範囲の特定と評価

- I 遺産の調査と範囲の適否、遺産の評価
- II 遺産の評価

### 第3章 遺産の分割方法

- I 法定相続分
- II 特別受益
- III 寄与分と特別寄与料
- IV 具体的な分割方法
- V 遺産分割協議書・調停条項案の作成

### 第4章 遺留分制度

- I はじめに
- II 相続法改正による抜本的な制度の見直し
- III 遺留分、遺留分侵害額の算定方法
- IV 遺留分侵害額請求権
- V 具体的事例における計算

### 第5章 相続放棄・限定承認

- I 相続放棄
- II 限定承認

## 第6章 相続税

- I はじめに
- II 相続税の基礎知識
- III 実務上留意すべき事項

## 第7章 国際相続に関する相続問題の調査と対応について

- I 総論——準拠法と裁判管轄
- II 外国人の相続登記
- III 国際相続と遺言
- IV 相続の限定承認・放棄について
- V 特別縁故者への財産分与の可能性について
- VI おわりに

## ▶ 第2編 相続に関する手続とその他の法的諸問題

### 第1章 調停・審判

- I 調停
- II 審判

### 第2章 遺言と死因贈与

- I 遺言
- II 死因贈与

### 第3章 不動産に関わるその他の相続問題

- I 配偶者居住権(民法1028条1項)
- II 持戻し免除の意思表示の推定規定(民法903条4項)
- III 相続と登記～相続による不動産の取得と登記～

## 1 相続人の調査

### 1 相続とは何か

民法は、相続は(人の)死亡によって開始すると定め(民法892条)、さらに、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法896条本文)と定める。人のうち、法人には死亡という概念がないため、当然自然人を指す。その結果、相続とは、自然人の「死亡」を原因として財産上の地位を包括的に承継させることとなる。死亡した自然人を「被相続人」といい、被相続人から財産上の地位を包括承継する自然人を「相続人」という(なお、推定相続人という場合は、相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。民法892条)。

### 2 死亡の概念

死亡は、自然人、すなわち、自然人の心停止をもって死亡とみる場合が典型であり、死亡によって当該自然人の権利能力が消滅し相続が開始する。そのほか問題となるものとして、①脳死、②認定死(戸籍法89条本文)、③失踪宣告による死亡擬制(民法91条)がある。

(1) 脳死は、臓器の移植に関する法律(以下、「臓器移植法」という)が平成9年に成立し、その後、同21年に改正されたことで「死亡」とは何かという問題をクローズアップさせた。臓器移植法によれば、「脳死した者の身体」とは、脳停止を含む脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された者の身体(臓器移植法6条2項)とされ、臓器移植ができる場合は、「死亡した者が生存中に当該臓器を移植するために提供

### 経緯談⑦ 遺言書がなく、相続人(代襲相続人)が多数存在する事案

甲は、亡くなった夫の相続手続を行いたいと相談にいらっしゃいました。甲と夫の間には子供がなく、甲の両親は既に亡くなれていましたが、兄弟姉妹がいるとのことでした。ただ、その兄弟姉妹とは夫の生前から交流がなく、甲は夫の兄弟姉妹の氏名や人数などを知らなかったため、相続人の調査を行う必要がありました。夫の戸籍を辿ることで、夫に複数の兄弟姉妹がいることが判明し、しかも、その兄弟姉妹全員が亡くなれて代襲相続が発生していることが判明しました。夫の跡継ぎに当たる代襲相続人は13名に及んでおり、各代襲相続人の戸籍の附票を取得して現在住所を調べたところ、全国各地に点在していることがわかりました。

そこで、私は、代襲相続人各位に対して、甲の事情を説明する案内文を作成し、相続手続への協力を求める通知を送りました。遺産分割協議書の案文も同封し、代襲相続人のうち1人でも協力が得られない場合は遺産分割協議書による相続手続が進められないことなども記載し、私の名刺を同封して連絡を求めました。そうしたところ、代襲相続人の数名から当事務所に連絡があり、その数名の方にご理解いただいたのち、その方の連絡のとれる代襲相続人を紹介してもらうなどして、最終的には代襲相続人全員の協力を得ることができました。なお、遺産分割協議書は、甲を含め相続人が全国各地に点在していらっしやいましたので、同じ内容の遺産分割協議書14通を作成して相続人に1通ずつ郵送し、相続人各自に署名捺印していただいた。私が相続人が一人ずつ署名捺印した遺産分割協議書14通を揃えることで1つの有効な遺産分割協議書として扱えるようにし、不動産の相続登記の手続を行いました。

この件は、相談者以外の相続人(代襲相続人)が協力的であったため円滑に解決できましたが、相続人のうち1人でも非協力的な方がいれば、遺産分割調停を申し立てなければなりません。遺言書の重要性を感じさせる事案でした。

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
実践弁護士業務 事例と経験談から学ぶ資料・証拠の調査と収集 相続編 [076042]	定価 3,960円 (本体3,600円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 様

ご住所

事務所名  公用  私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印